

平成 23 年 4 月 21 日

## 第 9 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 4 月 13 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 栃木市役所 3 階 正庁

出 席 者： 児玉委員長他市民会議委員 35 名、オブザーバー（西方町）4 名  
事務局：高橋課長他 8 名

### 議事要旨

#### ○ 委員長

- ・ 執行機関である市長と議決機関である議会は両輪になるわけだが、実際は執行機関の役割は大変大きいものである。
- ・ 東日本大震災により自治体の役割がテレビなどを通して意識されていると思われる。被災地では自治体職員が不眠不休で家族を省みずに職務に専念している姿が報道されている。現場を良く知る自治体の役割は大きいし、特に危機管理においては重要な役割を果たしている。

（今回のグループ討議の議題である「行政組織、法務行政、総合計画」に関して）

- ・ 行政組織について確認すると、議事機関である議会、執行機関である市長からなる。
- ・ 執行機関は市長だけではなく、選挙を担う選挙管理委員会、教育を担う教育委員会、農業委員会等様々な委員会があり、市長とは独立の立場を取りながらも、一体的に事務を管理遂行している。更にそれらの市長、委員会の補助機関として副市長以下職員が配置されている。行政委員会は法律で定められているため、自治体で勝手に設置するしないを判断できないが様々な議論があり、教育委員会は合議制の組織でよいのか、別の形態があってもよいのではないかな等の議論がある。監査委員のあり方についても、外部監査との関係をどうして行くのかなどもよく議論になる。
- ・ 法務行政については、地方分権以前は市の行政は国がコントロールしていたわけだが、地方分権時代においては市民がコントロールしていかなければならなくなり、より一層法律に基づく行政を徹底していかなければならない。法制度と行政をきちんと結び付けていくような仕組みづくりが必要。
- ・ 総合計画については、栃木市の様々な行政活動は総合計画に基づいて行なわれる。大きく 3 層構造になっており、概ね 10 年を目途とする基本構想、それを前期後期 5 年間で分けて具体化した基本計画、それ

を更に具体化し、2年間でローリングしていく実施計画。計画の作り方は法律で決まっているわけではなく、いろいろな作り方がある。

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討（行政組織、法務行政、総合計画）

○ 委員長

- ・ 1時間程度を目途に検討を行い、その後各班で発表してほしい。  
（班ごとに議論）

A班まとめ

○ A班班長

- ・ 行政組織について色々な意見が出た。
- ・ 市の組織は市民のニーズ等に的確に対応し、かつ社会、地域の情勢の変化にも合致するよう柔軟に編成し定期的に見直す。また、組織を効率良く運営するように努めるべきとの意見が出た。
- ・ 自主解釈権についていろいろな意見が出たが、結論として非常に難しい言葉だということに至った。
- ・ 総合計画についてはあくまで市民の基本構想をとらえて、総合計画を作成するべきであり、仮に不都合な部分があったならば情報共有を徹底するべきである。
- ・ 総合計画の10年、5年、2年という期間の設定は何を根拠にしているのか。

○ 委員長

- ・ 総合計画について一般的には政策レベル、施策レベル、事務事業レベルとなっていて、政策レベルは基本構想にまとめてあり10年間。それを前期後期に分けたものが基本計画。さらにそれを2年ごとに見ていくものが実施計画。普通は3年だが、栃木市は2年。
- ・ なぜ、中期長期計画は5年、10年なのかというと根拠はない。
- ・ 首長の任期に合わせて、4年、8年で作るべきとの意見もある。
- ・ 一方、総合計画は政治的変動に左右されないで安定した行政活動を行うためのものだから、任期にあわせるべきではないという意見もある。
- ・ 組織については柔軟な見直しをとる意見だが、組織というものはもともと硬直しやすいもの。特に行政については条例に基づいているため、条例改正が必要な場合もあるので硬直化しやすいという問題もある。

B班まとめ

## ○ B班副班長

- ・ 行政組織については旧大平町の第32条2項、3項は不要であり、旧栃木市の第17条のように分かりやすいものでよいのではないか。あまり細かく入れなくてもよいのではないか
- ・ 法務行政については自治立法権や自主解釈権とは何かとあれこれ議論していたが、ここまであれこれ議論する必要はないということで、「市は市民のニーズ、市の行政課題等に対応するため、法令に基づく条例、規則等の制定・改廃だけでなく、市のために必要な独自の条例、規則等の制定・改廃に積極的に努めなければならない」ぐらいでよいのではないか。あまり長いと見ないので、分かりやすく簡潔なほうがよいという意見が出た。
- ・ 総合計画については、様々な計画を入れるためにも条項としては必要。総合計画は将来の都市像となっているが、1市3町が対等合併したということ踏まえ、全体的都市像ではなく、地域格差の解消も含め、地域別の振興計画を盛り込むことも必要である。地域の特性を生かした計画がなければ、都市部と山間部の地域格差は解消されず、将来的に問題が出るのではないか。
- ・ 条文はできるだけ短く簡潔に市民の目線で分かるようにしてもらいたい。

## ○ 委員長

- ・ 自主解釈権についてはどの班もどういうものかという議論があったと思う。これは地方分権、地域主権の中で法令の規律密度の緩和に関係するのだが、皆さんが疑問に感じると言うことは条文としては表現を考える必要があるのも知れない。
- ・ 総合計画は一般的には保健福祉や都市計画のように分野ごとに細分化する作業を行うのだが、地域間の格差をなくす、地域の個性を生かすには全体としてのまとまった地域論のみではなく、各地域の地域像や将来像、プロジェクトなどを明確に位置づけていく必要があるのではないか。

## C班まとめ

### ○ C班班長

- ・ 組織に関しては旧栃木市の条例に「機動的」という言葉を加えるべき。
- ・ 「柔軟」、「相互連携」という言葉も入れてもらったほうが分かりやすくなる。
- ・ 法務行政については自主解釈権という言葉は残してほしい。

- ・ 「法令の活用及び解釈の側面から、市民活動を支援すること。」という条項は、そういった表現なら載せなくてもよいのではないか。
- ・ 法務行政としては職員を守ることも載せなければならないと思う。
- ・ 総合計画については旧栃木市のほうが分かりやすく、的確なのではないか。
- ・ 旧栃木市の「基本構想及び基本計画を議会の議決を経て策定するものとする。」という文言は入れてほしい。
- ・ 個別計画について目標の数値化を記載してほしい。

#### ○ 委員長

- ・ 組織については「相互連携」を位置づけることは必要かもしれない。
- ・ 法務行政については、訴訟が身近になるかもしれない状況としては職員が施策を展開する時に萎縮することがないように法務行政が必要なのかもしれない。
- ・ 計画も抽象的な内容だと管理ができないので、具体的な数値目標を置くことも必要かもしれない。

### D 班まとめ

#### ○ D 班委員

- ・ 基本的に旧大平町をベースに検討を行った。
- ・ 行政組織については、旧大平町の条例の「社会、経済情勢の変化」の後に「安心安全なまちづくり」という言葉を入れたらどうか。
- ・ 旧大平町の33条第2項は「市の行政組織は、市の組織を市民に分かりやすく説明しなければならない」に置き換えたほうがよいのではないか。
- ・ 法務行政については旧大平町の49条、50条に旧栃木市の第18条第4項を加えたほうがよいのではないか。
- ・ 「まちづくりに関する重要な条例」はわかりにくいので「市民生活に直結するような条例」に置き換えたほうがよい。
- ・ 町民参加についてはどの程度の人数、どんな人たちかや、どのくらいの期間聞かなければならないのか等具体例を提示したほうが法務行政に参加しやすくなるのではないか。
- ・ 法令を遵守する組織が必要。
- ・ 総合振興計画や諸計画という表現について地域別の計画等で表現したほうがよいのではないか。

## ○ 委員長

- ・ 旧大平町、旧栃木市それぞれの文章に個性があり、旧栃木市は硬い言葉を使っている、旧大平町のほうが比較的分かりやすい言葉を使っている。
- ・ ただ、分かりやすすぎて具体的に分からない場合もある。例えば「まちづくりに関する重要な条例」は何をもってまちづくりに関する重要な条例とするのか解釈が分かれるところなので、言葉を選んで整理していく必要がある。

## E班まとめ

### ○ E班 班長

- ・ 行政組織については効率的、効果的に見直しを行うこと。
- ・ 優秀な職員を採用し、適材適所に配置し、人材育成を行うことを盛り込んでもらいたい。
- ・ 評価する人によって優秀な職員や、適材適所は変わってくるという話があった。
- ・ 法務行政については旧栃木市の第18条第4項は入れてほしい。
- ・ 制定改廃には是非市民の参画を入れてもらいたい。
- ・ 条例の制定改廃の議論の中で都市計画税が話題になり、実状にあっていないので廃止してもらいたいという意見があった。
- ・ 総合計画については計画策定に市民の参画を保障するというを入れてもらいたい。
- ・ 実施計画について行政評価を行うことを必ず入れてもらいたい。
- ・ 大災害への対応についても入れてもらいたい。

### ○ 委員長

- ・ 組織については人材育成や適材適所を視点としての意見だったが、「組織は人づくり、人づくりは心づくり」とも言うので、重要な話である。
- ・ 計画等の重要な政策決定に市民参画は必要であり、国のコントロールが弱まった分、住民がコントロールしていかなければならないという住民自治の観点は改めて意識されなければならない。
- ・ 法務行政にも関わることだが、住民には条例の制定・改廃について直接請求権が認められている。しかし、地方自治法によると地方税に関する条例の制定・改廃はできないこととなっている。ただ、これも問題になっており地方自治法の改正で変わるかもしれない。
- ・ 法務行政のところに書いてあることは、平たく言えば行政は法律に強くなければならないということ。これは行政に関わらず、住民も法律

に強くなっていかなければならないというところがあるのかも知れない。

## F 班まとめ

### ○ F 班班長

- ・ 組織については、行政組織が立て割になっているのではないかと。もっと横の連携を密にしてもらいたい。
- ・ 理財部とか財政課や管財課などどんなことをやっている部署が分かりづらい。課の名称についても分かりやすい表現をしてほしい。
- ・ 業務をワンストップで処理してほしい。
- ・ 一般市民が訪れたときに分かりやすいように、どの担当者が誰だということを示す必要があるのではないかと。
- ・ 現状の栃木市のホームページは見づらい。
- ・ 市庁舎としては細かくセクションが分かれているより、ワンフロアのほうが分かりやすいのではないかと。
- ・ 観光をメインにして、防災や行政施設のことも載っている総合的な地図があるとよい。
- ・ 会議については合理的に行い、少なくできればよいのではないかと。
- ・ 法務行政については、市民の意見を聞くこととなっているが、栃木市は非常に広域になっているのでどうすれば合理的に市民の意見を聞けるだろうかという意見に対して、各種団体から意見を募れば市民の意見を集約できるという意見があった。
- ・ 法務行政そのものが難しく、行政や議会、職員にしっかりと法令遵守で法務行政に取り組んでもらえればよいのではないかと。
- ・ 総合計画に関連して都市計画税について、都市計画の見直しや、詳しい説明があってもよいのではないかと。
- ・ 基本計画が作られると思うが、進捗状況はいつ示されるのか。

### ○ 委員長

- ・ なかなか分かりやすい課名というのも難しいが、分かりやすい組織作りは必要だと思われる。
- ・ 課税については財政運営とも関わると思うが、説明責任も重要なのではないかと。

## (2) その他

議会基本条例について 4 月 1 日の施行に伴い、事務局から制定の経緯及び市民説明会以降の修正点の説明

○ 委員長

- ・ 何か意見があれば事務局または、委員の議員の方へ

次回以降の会議について

○ 委員長

- ・ ワークシート No.6 の検討項目は多すぎるので、次回の会議の検討項目は行政運営、財政運営、行政手続、行政評価、出資団体等、危機管理まで。
- ・ 公益通報、要望、苦情等の対応、救済機関についてはその次の会議の情報共有、情報公開、個人情報保護との関連もあるのでその時に一緒に検討する。
- ・ 次回はそれでも内容は多いので、しっかりと準備し、要点を簡潔にまとめて効率的な議論に協力していただきたい。
- ・ 後日、予算や危機管理に関連する資料を事務局から送付するので参照してもらいたい。
  
- ・ 自治基本条例に盛り込みたい事項があれば意見をいただきたい。まずは文書で事務局を介して私に提出してほしい。その上で内容を要約し、こういった意見があったということをフィードバックするし、会議で取り上げるべきもの、あるいは別の場で議論すべきものと整理をさせていただきたい。何か思うところがあればどんな意見でもかまわないので文書の形で事務局に提出してもらいたい。

終了